

時間外・休日労働の上限規制等 に関する説明会のご案内

オンライン
開催

建設業や自動車運転の業務に関しては、時間外・休日労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日からとなる同規制の適用まで1年を切りました。同規制への対応の一助となるよう、厚生労働省・滋賀労働局では、業種ごとの法改正内容や助成金等の支援策について、Zoomを利用したオンライン説明会を開催させていただきます。

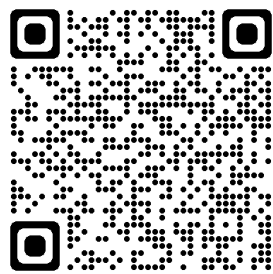
【主な説明事項】

- ① 上限規制適用猶予業種における労働時間法制等の見直しについて
 - ・ 時間外・休日労働の上限規制について
 - ・ 36協定の新様式への対応について
- ② 働き方改革の推進に向けた助成金等の支援策について

【説明会開催時間（各会同一）】

14時00分～16時30分

開催日	内容
令和6年1月26日（金）	建設業向け
令和6年2月6日（火）	建設業向け
令和6年2月13日（火）	建設業向け



<時間外労働の上限
規制に関する説明会
申込サイトのURL>

<https://jougenkisei.com>

【参加方法】

○お申し込みは、左記のURL又はQRコードから「時間外労働の上限規制に関する説明会」サイトにアクセスしていただき、オンライン開催の一覧から選択、申込手続きをお願いいたします。

○オンライン説明会にはZoomを使用します。参加申込者には、説明会の運営を行う「LEC 東京リーガルマインド」から、ID・パスコードが通知されます。

○説明に使用する資料についても、同説明会サイトからダウンロードしていただけます。

【説明会の委託運営】令和5年度厚生労働省委託事業

LEC 株式会社東京リーガルマインド 電話：0800-222-3029

※株式会社東京リーガルマインドから直接案内状を送付させていただいている場合もあります。なお、説明会では滋賀労働局・労働基準監督署職員が説明を担当します。